神奈川県最低賃金改定等についての意見書

今日、厳しい経済情勢等による新規卒業者も含めた正社員の採用減少や、雇用形態の 多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化等により、非正規労働者の増大と、そ れに伴う低賃金層が増大している。

また、非正規労働者には、自ら生計を維持している労働者層も拡大しており、安心・ 安定が確保された生活を営むことを可能とするためにも、最低賃金制度が果たす役割が ますます大きくなっていると考える。

このような状況を勘案すると、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考える。最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つである。

従って、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、企業内最低賃金協定の締結拡大をすすめ、特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題であると考える。

よって、貴職におかれては2012年の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に 生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るととも に、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

平塚市議会